

文化的景観に関する研究会

吉野・大峯、熊野三山、高野山の霊場とそれらを結ぶ参詣道が、昨年世界遺産に登録され話題になりました。「紀伊山地の霊場と参詣道」という文化的景観です。また、昨年は文化財保護法の中に文化的景観の保護制度が新設される(施行は今年4月)という画期的なできごともありました。このように最近、文化的景観がたいへん注目を集めていますが、当研究所でも以前から研究を進めてきており、来年度からはさらに組織的な調査研究を始める予定です。

文化的景観とは広い意味では、人間と自然との共同作品(世界遺産条約)ですが、文化財保護法では「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」としています。奈良県内では、条里水田(桜井市)、^{かなび}神奈備の郷(明日香村)、吉野杉の林業景観(川上村)、二上山(葛城市)などが候補です。文化的景観の最大の特徴は、地域の人々の生活や生業によって成り立っていることです。そのため、保護には地域住民の合意や協力が必要不可欠です。例えば、棚田であれば水田の耕作が継続されなければなりません。しかし、人々の生活や生業が将来にわたって確実に維持・継続されていく仕組みをつくるのは簡単ではありません。そこでそれぞれの文化的景観の本質を構成する要素を明らかにし、維持する方法や代替策を十分に考えるための調査研究が必要になってきます。

今年度は、来年度を見すえて、参加者11人程度で研究会を開いています。これまでの4回の研究会では、論文や各種資料などで情報収集し、文化庁や県の担当者に今後の方針や景観法との関係などについてお聞きし、意見交換をしました。次回は代表的な文化的景観について現地を訪れ、実際の状況を把握することにしています。

文化的景観は、保護制度ができたばかりであり、保護・活用上の問題も多いと予想され、今後のなりゆきは未知数です。しかし、複合的な価値をもつ文化財であるため、考古・歴史・建築・造園・文化財科学の研究者が所属する当研究所の学際的な特長を存分に活かすことができる研究分野でもあります。実際の保護施策に貢献する調査研究をしていきたいと考えています。(文化遺産研究部 中島 義晴)